駐在事務所更新手続きについて

愛知県上海産業情報センター 安田 龍

現在の愛知県上海産業情報センターは、愛知県と公益財団法人あいち産業振興機構の共同事務所として、2013年9月に上海市商務委員会から設立許可である批准証書を交付され、2013年11月に開設しました。

批准証書の有効期間が 1 年間となっており、現在初めての更新作業を行っておりますので、今回は中国・上海における駐在事務所更新手続きについてレポートします。

1 事前準備

批准証書の発行機関は、上海市商務委員会になりますが、書類受付窓口は上海市国際貿易促進委員会(以下、国貿促委員会)が請け負っています。批准証書発行の後、上海市工商行政管理局へ事務所登記の手続きが必要になりますが、こちらも国貿促委員会が窓口となり、併せて書類を提出することになります。

まず、国貿促委員会を訪問し、更新手続きに必要な書類を確認します。今回窓口で確認したところ、以下の書類が必要となるとのことでした。

なお、必要となる書類はその都度変更となる可能性がありますので、更新の際に窓口で直接ご確認いただくようお願いします。

		1 批准証更新申請	2 登記証更新申請	公証機関	
番号 必要書類		提出先		の公証	備考
		上海商務委員会	上海工商行政管理局	07 Z III.	
1-①	申請書(原本)	1	_	_	中国語で作成、法人の便箋使用
		(商務委員会宛)			法人印、法人代表者サイン必要
1-2	工商局変更登記申請	_	1	_	中国語で作成
	書(原本)				法人印、法人代表者サイン必要
2	委任状(原本)	1	_	_	中国語で作成、法人の便箋使用
		(商務委員会宛)			法人印、法人代表者サイン必要
3	首席代表履歴書宛	1	_	_	首席代表サイン必要
	(原本)				

4-1	首席代表身分証明書	1	_	_				
	(パスポートコピー)	(写真ページのみ)						
4-2	首席代表写真	2		_				
5-(1)	履歴事項全部証明書	1	1	要	翻訳会社中国語訳添付			
	(原本)			(日語)				
5-2	定款(コピー)	1		_	翻訳会社中国語訳添付			
6	取引銀行信用証明	1	1	要	翻訳会社中国語訳添付、銀行の			
	(原本)	(商務委員会宛)	(工商行政管理局宛)	(工商局	便箋使用			
				のみ)	銀行公印、責任者サイン必要			
7	駐在事務所事務所賃	1	1	_				
	貸借契約書等							
8-①	駐在事務所納税証明	1	_	_				
	(原本)							
8-2	駐在事務所税務登記	1	_	_				
	証(コピー)							
9-①	駐在事務所批准証書	1	_	_				
	(原本)							
9-2	駐在事務所登記証	1	1	_				
		(コピー)	(原本)					
9-3	駐在事務所組織番号	1	_	_				
	証(コピー)							
9-4	首席代表工作証	_	1	_				
			(原本)					
10	駐在事務所活動報告	1	_	_	首席代表サイン、駐在事務所印			
	書	(商務委員会あて)			必要			
11	授権書(公印証明)		_	_	法人代表者が交代した時に必要			
	(原本)							
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○								

※商務委員会は提出用以外にコピーを1式用意すること

2 更新書類申請

次に実際の申請書類の準備について、ほとんどの書類は現地駐在事務所で用意することとなりますが、一部日本法人側で用意したり、現地で作成した書類に日本法人の代表印や代表者のサインが必要となる書類があります。

具体的には、上記 5-①履歴事項全部証明書、5-②定款、6 取引銀行信用証明書を日本法人側で用意する必要があり、このうち、履歴事項全部証明書と取

引銀行信用証明書については、関係機関による認証手続きが必要になります。 認証手続きは、まず公証役場で取引銀行から発行を受けた取引銀行信用証明 書の公証を受けます。

その後、全部事項証明書と取引銀行信用証明書について、法務局・外務省・ 在日本中華人民共和国大使館(または総領事館)の順番で公印認証を受けます。 この日本側での認証手続きは、通常2週間程度かかります。

また、この 2 つの書類は、政府指定の翻訳会社による中国語への翻訳が必要 となります。なお、定款についても翻訳が必要となりますが、当センターの場 合、設立時と変更がないため、今回は不要となりました。

その他中国側で用意する書類も含めて、全ての書類が整いましたら、国貿促委員会へ提出します。受理された後、通常では上海市商務委員会からの批准証書交付まで約1ヶ月間、その後上海市工商行政管理局からの登記証交付まで約2週間かかります。

さらに登記証交付以降、駐在員の就業証や居留証の更新作業も必要となるため、更新手続き全体では3~4ヶ月かかりますので、スケジュールには余裕を持って準備することをお勧めします。

上海産業情報センターでは、今後も駐在事務所運営について、情報提供していきたいと思います。

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

上海産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じましても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。